

長野県ガソリン緊急支援事業申請書

太枠内にご記入ください

長野県知事 様

受付番号

受付日

下記に同意し、ガソリン緊急支援事業(以下、「本事業」)によるガソリンのギフト券(以下、「ガソリン券」)の交付を申請します。

- ① 本申請に記入した内容に、虚偽の記入は一切ありません。また、貴県（委託先を含む。以下同じ）から、本事業に必要な範囲で追加書類の提出又は書類の補正を求められた際に、速やかに対応することに同意します。

② 本申請により提出した書類について、返還されないことに同意します。

③ 本事業により交付されたガソリン券は、転売・譲渡を行いません。

④ 本申請以外に私の世帯員は本事業の申請を行っていません。また、本申請に際し世帯全員の同意を得ています。

⑤ 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、貴県が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号の規定によります。〕

⑥ 不正受給等が発覚した場合は、ガソリン券の返還又は相当額の返金等を直ちに行うことについて同意します。

⑦ 本申請に当たり提出した個人情報については、本事業に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。

⑧ 貴県が本事業に必要な範囲で自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

上記8項目に相違ありません

氏名※
(自署)

申請日

2025年 月 日

※署名がない場合は受付できません

1 申請者 ※世帯の生計維持者(世帯の中で生活費等を最も多く負担している方)が申請してください。

フリガナ		生年月日	西暦 年 月
氏名			
現住所	(〒)	令和7年 1月1日 時点の 住所	(現住所と異なる場合のみ記入)
電話番号	(平日9時から16時までの間に連絡可能な番号)		

※記載の住所地の市町村に照会する場合があります。

2 生活保護受給状況 該当項目をチェックしてください。

ア ☐ 私の世帯は申請日時点で、生活保護を受給していません。

イ ☐ 私の世帯は申請日時点で、生活保護を受給しており、福祉事務所に以下の車両の保有を認められています。(使用のみの許可を除く。)

※本事業によりガソリン券の交付を受けた場合、福祉事務所への収入申告が必要です。

☐自動車 ☐自動二輪車(125ccを超える) ☐自動二輪車(125cc以下) ☐原付

(留意事項)

生活保護を受給されている方について、所管の福祉事務所に必要事項の確認等を行います。

3 提出書類 ①の該当項目にチェックし、②の書類をこの申請書に同封して提出してください。

①要件(該当項目にチェックしてください)	②提出書類	備考
住所、世帯の確認 ☐ 令和7年1月1日において長野県内に住民登録がある	○世帯員全員が記載された住民票 ・マイナンバー及び本籍地が記載されていないもの ・令和7年1月1日時点で長野県内に住民登録があることがわかるもの	[発行]市町村の住民課等
世帯の収入等の状況(いずれかにチェック) ☐ 令和6年度住民税非課税世帯である ☐ 令和5年の世帯の年収が200万円未満である	○令和6年度分住民税課税(非課税)証明書 ・申請者の証明書を提出 ・令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得が記載された証明書 ○令和6年度分所得証明書 ・申請者の証明書を提出 ・令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入が記載された証明書	[発行]市町村の税務課等
世帯で使用する車両(いずれかにチェック) ☐ 自動車(水素自動車、電気自動車除く) ☐ 自動二輪車(排気量250cc超) ☐ 自動二輪車(排気量250cc以下※) ※原付含む	○車検証の写し ・申請日時点で有効なもの ・使用者欄に世帯員(申請者以外も可)の氏名の記載があるもの ○自賠責保険証の写し ・申請日時点で有効なもの ・世帯員(申請者以外も可)の名義のもの	使用台数に関わらず、1世帯1度のみ申請可

4 生活・就労等の相談について (該当する方のみご記入ください。)

長野県では、生活就労支援センター”まいさぼ”で、生活や就労、家計改善等の相談支援を行っております。
まいさぼでの相談を希望する場合は、次にチェックをしてください。
※チェックをした方については、お近くのまいさぼに情報共有させていただきます。



まいさぼのご案内

☐ まいさぼでの相談を希望する。また、“まいさぼ”があなたに連絡することに同意する。
※お急ぎの場合は直接まいさぼまでご連絡ください。(お近くのまいさぼの確認:上記のQRコードまたは026-226-2035へ)

(まいさぼでの相談を希望するにチェックをした方) どのような相談を希望しますか。(複数選択可)

☐生活・就労に関する相談 ☐家計に関する相談 ☐住まいに関する相談 ☐その他()

長野県ガソリン緊急支援事業 申請のご案内

長野県では、燃料価格の高騰により生活にお困りの方を支えるため、ガソリン支援を行います。

支援内容 全国石油業共済協同組合連合会発行「ガソリンのギフト券」5,000 円分(1世帯1回限り)

送付方法 ゆうパックで申請書記載の住所にお送りします。

申請できる方 以下を全て満たす世帯の生計維持者(生活費等を最も多く支払っている方)

- 1 令和 7 年 1 月 1 日時点で長野県に住民登録がある世帯
- 2 令和 6 年度住民税非課税または令和 5 年の世帯の年収(控除前)が 200 万円未満の世帯
- 3 自動車(水素自動車・電気自動車を除く)、自動二輪車又は原動機付自転車を正在使用する世帯(車検証等で確認できること。)

申請期間 令和 7 年 2 月 28 日(金)~7 月 31 日(木)

申請方法 郵送またはオンライン

郵送による申請 1~4の書類を封筒(申請者でご用意ください)に入れ、次の送付先に郵送してください。

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1 長野県社協内 長野県ガソリン緊急支援事務センター

1 申請書(本用紙の裏面に必要事項を記載)

2 世帯員全員が記載された住民票※マイナンバー及び本籍地が記載されていないもの
(令和 7 年 1 月 1 日時点で長野県内に住民登録があることがわかるもの)

3 申請者の令和 6 年度分住民税課税(非課税)証明書または所得証明書

(1) 令和 6 年度の住民税非課税世帯の場合

⇒申請者の令和 6 年度分住民税課税(非課税)証明書

(令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの所得が記載された証明書)

(2) 令和 5 年の世帯の年収(控除前)が 200 万円未満の場合

⇒申請者の令和 6 年度分所得証明書

(令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの収入(控除前)が記載された証明書)

4 車検証の写しまたは自賠責保険証の写し(申請日時点で有効なもの)

(1) 自動車、自動二輪車(排気量 250cc 超)の場合

⇒車検証の写し (使用者欄に世帯員(申請者以外も可)の氏名の記載があるもの)

(2) 自動二輪車(排気量 250cc 以下※原付含む)の場合

⇒自賠責保険証の写し(世帯員(申請者以外も可)の名義のもの)

オンライン申請 以下のページをご確認ください。

<https://www.nagano-gs-kinkyu.jp>



お問い合わせ先

長野県ガソリン緊急支援事務センター

電話番号: 026-217-7827 (受付時間 9:00~16:00(土日祝除く))

ホームページ: <https://www.nagano-gs-kinkyu.jp>